

刑 法 次は、支払用カード電磁的記録に関する罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 支払用カード電磁的記録に関する罪は、クレジットカードその他の支払用カード等の社会的信頼を確保するため、支払用カード等を構成する電磁的記録の不正作出等の行為について処罰するものである。
- (2) 本罪が対象としているカードは、クレジットカード、プリペイドカード、キャッシュカード等である。
- (3) 電磁的記録が不正に作出されたカードを所持すれば処罰されるが、その際、何らかの目的を必要とするものではない。
- (4) 電磁的記録の不正な「取得」の方法としては、真正の支払用カード等から電磁的方式で記録されている情報をスキミングする方法が典型である。
- (5) 不正作出の用に供するため、カード原版等を準備する行為は、処罰の対象とされている。

刑 法 次は、詐欺罪の成立要件についての記述であるが、正しいのはどれか。

- (1) 1項詐欺罪の客体は財物であるが、ここに不動産は含まれない。
- (2) 本罪の行為である欺き行為とは、人を錯誤に陥らせるような行為をすることであり、作為・不作為を問わないが、不作為による欺き行為は、法律上その事実を告知すべき義務がある場合に限って認められる。
- (3) 欺き行為の相手方は、必ずしも財物について処分行為を行い得る権限ないし地位を有する者であることを要しないが、少なくとも財物の所有者でなければならない。
- (4) 欺き行為に基づく財物の交付が、いわゆる売春の対価のような不法原因給付であって、処分行為自体が不法な原因に基づいているために被害者にその物の返還請求権が認められない場合は、詐欺罪は成立しない。
- (5) 1項詐欺罪が既遂となるためには、欺き行為が行われ、財物の占有が行為者側に移ることが必要であるが、欺き行為に対し、相手方が現実には錯誤に陥ったかどうかを問わない。

刑 法 次は、詐欺罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 甲は、食堂でかつ丼を注文したが、飲食後に代金を支払うのが惜しくなり、店員の間を見て逃走しその支払いを免れた。この場合、甲に詐欺罪が成立する。
- (2) 乙は、腕時計を買うかのように装い、店員に腕時計を展示させ、隙をうかがって当該腕時計を持ち去った。この場合、乙に詐欺罪は成立しない。
- (3) 丙は、自己の預金口座に、無関係の第三者から300万円が誤って振り込まれていることを知り、誤振込がなされたことを隠して預金の払戻しを銀行窓口係員に請求し、300万円を受け取った。この場合、丙に詐欺罪が成立する。
- (4) クレジットカード会社と会員契約をした丁が、支払う意思も能力もないのにこれがあるかのように装い、自己名義のクレジットカードを使用して加盟店の従業員から物品を購入した。この場合、加盟店を被害者として丁に詐欺罪が成立する。
- (5) 戊は、販売価格2万円の掛け軸を、Aに「通常なら10万円はする品物だ」と申し向け、当該掛け軸を2万円で売却した。この場合、戊に詐欺罪が成立する。

刑 法 次は、詐欺の罪が成立する事例についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 所持金のない甲は、代金を支払う意思・能力もないのに飲食店に入って酒等を注文し、飲食した後、隙を見て逃走した。この場合、甲に詐欺罪が成立する。
- (2) 乙は、量販店でバッグを購入しようとした際、購入しようとしたバッグに付いていた2万円の値札を、他の商品の1万円の値札に付け替え、レジで係員に差し出して1万円を支払って購入した。この場合、乙に詐欺罪が成立する。
- (3) 丙は、偽造した他人の身分証明書を利用してクレジットカードの交付を受けることを計画し、カード発行企業の申込書に他人の身分を記載して店員に提出したが、怪しまれて目的を遂げなかった。この場合、丙に詐欺未遂罪が成立する。
- (4) 丁は、当初は代金を支払う意思で割賦販売契約を締結して商品を購入し、これを使用中に、途中から代金の支払に応じなくなった。この場合、丁に詐欺罪が成立する。
- (5) 戊は、窃取した郵便貯金通帳と印鑑を郵便局に持参し、同局員を欺き、同通帳と印鑑により貯金の払戻しを受けた。この場合、戊に詐欺罪が成立する。

刑法 16 詐欺の罪が成立する事例



- (1) 正しい。当初から代金の支払意思も能力もない者が通常の客のように装って飲食を注文する行為は、飲食の代金を支払う意思も能力もあるという虚偽の事実を態度によって示したもので、作為による欺き行為といえ、1項詐欺罪(刑法246条)が成立する(大判大9.5.8)。その後隙を見て逃走したのは、犯罪の発覚を免れるものであり、犯罪の成否とは無関係である。
- (2) 正しい。安価な値札に付け替えたバッグをレジ係に差し出した行為は、「欺き行為」に当たり、レジ係員が代金1万円を受領してバッグを交付したことからレジ係員が錯誤に陥っている。また、詐欺罪は、相手方が真実を知れば財物を交付しなかったはずであるという関係があれば成立するため、たとえ乙が1万円を支払ったとしても、詐欺罪が成立する(大判大2.11.25)。
- (3) 正しい。偽造した身分証明書を示してカードの申込みを開始した時点で、カードという財物に対する詐欺罪の実行に着手したものと認められ、不審を抱かれて交付を受けられなかった場合は、詐欺未遂罪が成立する。
- (4) 誤り。1項詐欺罪の構成要件の特徴は、①欺き行為、②相手方の錯誤、③処分行為、④財物の取得、が因果の連鎖で結ばれているという点にある。枝文は、当初、代金を支払う意思があったものであり、相手を錯誤に陥らせる意思がない。したがって、この場合、詐欺罪は成立しない。途中からの代金未払行為については、民法上の損害賠償問題となったとしても、刑事責任を発生させるものではない。
- (5) 正しい。枝文における貯金の払戻しは、郵便貯金通帳と印鑑の窃取とは異なる新たな法益侵害行為であり、詐欺罪が成立する(最判昭25.2.24)。

刑法 17 横領罪

- (1) 正しい。横領罪(刑法252条1項)は、身分犯の一種であり、その主体は、他人の物を占有する者、又は他人の物を業務上占有する者である(最判昭27.9.19)。
- (2) 正しい。横領罪の客体は、自己の占有する他人の物、又は業務上自己の占有する他人の物である。したがって、公務所から保管を命じられた自己の物も、本罪の客体となる(刑法252条2項)。

- (3) 正しい。横領罪における占有は、窃盗罪(刑法235条)における占有よりも広く、事実上の支配だけではなく、法律上の支配も含まれる(大判大4.4.9)。例えば、不動産の登記上の所有名義があれば、その不動産を占有していることになる(最判昭34.3.13)。
- (4) 正しい。用途を限定された金銭の所有権は寄託者にある。したがって、これを勝手に他の用途に費消すれば横領罪が成立する(最判昭26.5.25)。
- (5) 誤り。不動産も含まれる。横領罪にいう「物」とは、財物を意味するが、窃盗罪における財物の意義とは異なり、必ずしも動産である必要はなく、不動産も含まれる(大判明35.7.3)。

刑訴法 18 緊急逮捕

- (1) 正しい。「緊急逮捕」とは、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる重大な犯罪について、嫌疑が充分であり、逮捕の緊急性が認められる場合に、逮捕状発付前に被疑者の身柄を拘束し、その後直ちに裁判官の逮捕状を求めるという逮捕手続である(刑訴法210条)。
- (2) 正しい。緊急逮捕したときは、直ちに裁判官の逮捕状を求め手続をしなければならない(刑訴法210条1項)。緊急逮捕後にすぐに釈放した場合でも緊急逮捕状の請求をしなければならない(犯捜規120条3項)。
- (3) 正しい。緊急逮捕できるのは、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」である。「3年未満」の懲役等に当たる罪は、緊急逮捕をなし得る要件を満たさない。
- (4) 正しい。緊急逮捕における「充分な理由」は、通常逮捕の場合における「相当な理由」よりも一層嫌疑が濃厚であることが必要である。
- (5) 誤り。緊急逮捕後の手続は、通常逮捕後の手続が準用される(刑訴法211条)。したがって、刑訴法203条1項により、司法警察員が留置の可否を判断し、釈放するか、48時間以内に身柄付送致しなければならない。



2

A 巡査部長は、「高齢女性がスマートフォンで電話をしながらATMの操作をしている」との110番通報を受け、同ATMが設置されている銀行支店出張所に急行したところ、高齢女性が札束をATMの現金挿入口に入れ、まさに入金しようとしていた。A 巡査部長は、その女性の肩に手を掛け、「ちょっと待ってください」と申し向け、入金をやめさせた。A 巡査部長が入金を制止した行為の適否について述べなさい。

犯罪の予防・制止【事例】

- 答案構成**
- 1 結論
 - 2 理由
 - 3 警職法 5 条の趣旨
 - 4 犯罪の予防
 - 5 犯罪の制止
 - 6 事例の検討

答案例

1 結論

A 巡査部長が高齢女性の肩に手を掛けて入金を阻止した行為は、適法である。

2 理由

警職法 5 条¹に基づく犯罪の予防又は制止の行為であり、相当かつ必要な範囲内にある職権行使である。

3 警職法 5 条の趣旨

警察官は、警職法 5 条を法的根拠として、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、また、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれがある、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

4 犯罪の予防

(1) 警告を発すること

犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき、その予防のため関係者に対し、必要な警告を発することができる。

(2) 警告の対象

犯罪が行われようとしている事態に直接又は間接に関係する者が警告を発する対象であり、以下の者がこれに当たる。

- ア 犯罪を行おうとしている者(加害者)
- イ 犯罪の被害を受けるおそれのある者(被害者)
- ウ 前記ア・イに注意等を与えることのできる同道者、保護者等

5 犯罪の制止

(1) 制止行為

犯罪行為によって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれがある、「急を要する場合」、警察官はその犯罪行為を制止することができる即時強制手段である。

(2) 制止の対象

制止の対象は、そのまま放置すれば犯罪を行おうとする者の「行為」が対象となる。犯罪の構成要件を充足する直前の段階にある行為がこれに該当するが、既に犯罪行為が発生し、継続して発展しようとしている場合の制止は、構成要件に該当する行為自体が制止の対象になる。

6 事例の検討

事例は、振り込め詐欺が疑われる状況において、A 巡査部長が高齢女性の肩に手を掛け、「ちょっと待ってください」と申し向け入金を阻止したものである。

A 巡査部長が当該女性の「肩に手を掛け」という有形力の行使は、振り込め詐欺(刑法246条1項²)の犯人による「欺き行為」によって錯誤に陥っている高齢女性による入金という「処分行為」を阻止するための行為であり、警告を発するのに付随した範囲の行為と解して問題はない。

もし、これが強制手段の行使であると評価されたとしても、高齢女性がまさに入金しようとしている「急を要する場合」であって、万が一入金してしまえば、現金財産の損害は「重大」であるため、これを制止することは許容される。

したがって、A 巡査部長が当該高齢女性の肩に手を掛けて入金を阻止した行為は、適法である。